



業者収集

令和7年4月1日 から 『ごみ搬入手数料』 を改定します!

事業者の皆様が、ごみを収集する一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）に支払われている「ごみ処理料金」には、許可業者の「収集運搬料金」だけでなく、京都市がごみを処理（焼却～埋立）するための「ごみ搬入手数料」が含まれています。この「ごみ搬入手数料」は、許可業者を通して間接的に京都市に支払われています。

令和7年4月1日から、右記のとおり、同手数料を改定しますので、適正な料金のご負担についてご理解いただきますようお願いいたします。

現行

100kgまでごとに**1,000円**

令和7年4月1日から

10kgまでごとに
150円

（マンション等から出るプラスチック類に限り、
10kgまでごとに**75円**）

ご理解とご協力をお願いいたします。



ごみ処理料金 = 収集運搬料金 + ごみ搬入手数料



京都市では、市民・事業者の皆様のご協力もあり、これまでからごみの減量に併せてごみの処理費用の削減に努め、100kgあたり約2,000円まで削減。一方で、現在の「ごみ搬入手数料」では費用の全額を賄えず、差額は公費で負担しています。このような状況を踏まえつつ、排出事業者責任の考え方に基づく「ごみ搬入手数料」の適正化を図り、更なるごみ減量や民間リサイクルを促進するため、搬入手数料の改定を行います。



「ごみ搬入手数料」の改定に伴い、「ごみ処理料金」も変動する可能性があります。改定後の「ごみ処理料金」については、現在、契約されている許可業者にお尋ねください。

事業系廃棄物を家庭用ごみとして排出することはできません。

事業系廃棄物を家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄にあたり、廃棄物処理法第25条により以下の罰則が科せられます。

- 5年以下の懲役 ● 1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金

許可業者に
収集・運搬を委託
しましょう。



● 事業系一般廃棄物のご相談は京都環境事業協同組合 ● 受付時間/13:00～17:00(月～金曜)

TEL:075-691-5517

E-mail: info@k-kankyoe.ne.jp
〒601-8317 京都市南区吉祥院新田貳ノ段町65

無許可の業者(管理会社や清掃業者等)が他人のごみを収集運搬・処分することは違法です。

〈10月は食品ロス削減月間です!!〉

京都市では、事業者・市民の皆様と食品ロス削減に集中的に取り組むため、10月を食品ロス削減月間に位置付けています。



消費・賞味期限切れによる廃棄や料理の食べ残し等の「食品ロス」は、日本では年間約523万トン、京都市では年間5.4万トンも発生しています。そのうち2.8万トンは事業者由来です。



食品ロスを減らす技術・サービスのご紹介



- 「TABETE」で売上の最大化と、ロス率の最小化を実現 / 株式会社コークッキング
店舗で余ってしまいそうな食品を、近くにいるレスキュー隊員（TABETE ユーザー）とマッチングすることで、売上の向上とロス率の改善を両輪で実施可能にします。
- 「もぐもぐチャレンジ」でスーパーの食品ロスを削減! / 株式会社アッシュェ
商品に貼られている「もぐもぐシール」を目印に、賞味・消費期限が迫った商品を先にご買ってもらうことで、売れ残り捨てられてしまう食べ物を減らすための取組です。

他にもまだまだあります! 「食品ロスを減らそう! お結び広場」をご活用ください!

食品関連事業者の皆様が、食品ロス削減に取り組む手掛かりとなる技術・サービス（フードシェアリングサービス、生ごみ処理機など）を一堂に集めて紹介するページ「食品ロスを減らそう! お結び広場」を開設しています。

「利用できない食品を誰かに使って欲しい」、「余っている食品を活用したい」といった事業者の方におススメです! ぜひ自社に合う技術・サービスを探してみてください! 掲載する技術・サービスも随時募集中です!

まずはサイトに
アクセス!



・・・ 食べ残しゼロ推進店舗のご案内 ・・・

食べ残しや手つかず食品といった「食品ロス」を削減し、生ごみの減量を目指す飲食店、宿泊施設及び食品小売店を認定しています。

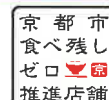
《認定のメリット》

- ・認定店舗は京都市ホームページに掲載
- ・食品ロス削減に関する情報やPRグッズを提供
- ・優れた取組はホームページやインスタグラムで紹介

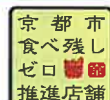
申請方法は
こちら



食べ残しゼロ推進店舗ステッカー



飲食店・宿泊施設版



食品小売店版



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

京都市は持続可能な開発目標
(SDGs)を支援しています。

この印刷物が不要になれば
【雑がみ】として古紙回収等へ!



発行：京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL:075-222-3948 FAX:075-213-0453

令和5年9月 京都市印刷物第054530号